

令和6年度 事業計画

社会福祉法人 親孝行の里
特別養護老人ホーム 親孝行の里

介護保険法

ユニット型指定介護老人福祉施設 基本方針

ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

ユニット型指定介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

親孝行の里 理念

- 1、入居者の個性を尊重し、生活環境を通じて、安心感と満足感と希望を持ってもらえるサービスの提供を目指します。
- 2、サービスを通して、入居者並びにご家族との信頼関係を築き上げます。
- 3、地域とのふれあいを重視し、地域と共に創造する、地域福祉の中核となる施設を目指します。
- 4、職員一人一人の知恵と工夫を結集し、専門職としての能力の向上を図り、家族的で笑顔の絶えない施設を目指します。

施設運営方針

基本方針

入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、小規模各ユニットにおいて入居者が相互に社会関係を築き、入居者が「これが自分の住まいだ」と思ってもらえる環境整備及び援助方法を確立し、入居者が日常生活を安心して営む支援体制を構築すると共に、更に看護体制の充実も図り、小規模ユニットケア方式の安定化を進める。

運営方針

- 1、小規模ユニット単位の家庭的雰囲気の中で、入居者の個性を大切に、自分らしく、生きる喜びを感じられる心豊かな生活の場の提供に努める。
 - (1) 1ユニット6～12名の小規模ユニット単位を採用し、入居者1人1人の生活習慣を可能な限り継続出来る様、各専門職が協力し細やかな支援を行う。
- 2、入居者の健康的な維持の為、看護体制の充実を図る。
 - (1) 特養フロアーに看護師を配置し、医師と連携を図りながら日々の健康管理を行うと共に、異常の早期発見・早期治療に努める。
- 3、バラエティーに富んだメニュー作りと共に、ゆったりとした時間帯で食事を楽しんで頂ける環境作りを行う。
 - (1) 家庭的な環境の中で、個々のペースで食事を楽しんでいただける空間づくりに努める。
- 4、地域の皆様とのふれあいを重視し、開かれた施設を目指す。
 - (1) 地域の幼稚園児や小中学生等とのふれあい交流会を、年間を通して計画する。
 - (2) 学生を対象とした体験学習の計画。
 - (3) 各種ボランティア活動の受け入れ。
 - (4) その他、地区内における各種講習会行事に、施設内会議室及び多目的ホールの貸出しを行う。
- 5、職員1人1人の知恵と工夫を結集し、専門職としての資質の向上を図り、笑顔の絶えない、明るい施設を目指す。
- 6、入居者の安全確保の為、防火管理者（有資格者）を置き、消防計画の作成、消火・通報及び避難訓練・火気使用設備器具の取り扱い方法の指導・防災教育及び訓練を毎年実施する。

令和6年度 特養事業目標

入居者本位のサービス提供

○各職が自身の役割を正しく理解し、施設理念に沿った入居者本位のサービスを提供する。

- ・施設サービス計画書作成から担当者会議、サービス提供までの一連の流れに対して、各職が自らの役割をもって協働し、礼節を持って入居者本位のサービス提供に繋げる。
- ・介護士は、日常を通して入居者と関わりながら信頼関係を構築し、入居者を深く知る事で個別ケアへ繋げていく。
- ・看護師は、ユニットに積極的に入り、異常の早期発見に努め、他職種と連携し、入居者の健康を管理する。
- ・機能訓練指導員は、入居者が日常生活を営むために必要な機能を改善、または現状の能力の維持や減退の防止に努める。
- ・介護支援専門員は、入居者本位のサービスが提供出来るように、職員や入居者に対し積極的に意見や情報の聴取を行い、PDCAサイクルの活用を努める。
- ・生活相談員は、入居者の権利擁護に努め、尊厳ある生活が送れるように、各所との調整や職員の質の向上を図る。

社会貢献

○施設理念をもとに地域社会に積極的に貢献する

- ・介護体験者の受け入れ、各種実習生の受け入れ。
- ・各種ボランティア活動の受け入れ。
- ・地域資源を活用し、入居者が地域との繋がりを保ち続けられるよう支援する。
- ・相談援助の実施。

職員の質の向上

○施設内部、外部の研修などを通し職員の質向上に努める

- ・年間を通した特養研修の計画と実施。
- ・外部研修への積極的な参加と、研修内容の職員間での共有を通し、職員の質の向上、ケアの質の向上に繋げる。

○各委員会の活動

- ・各委員会メンバーが、所属する委員会の趣旨を正しく理解し、自主的に行動し、その活動を職員全体に浸透させる事により、職員の質の向上、ケアの質の向上に繋げる。

【エリア別目標】

西通り

残存機能を活かし、希望の生活に近づけるよう支援する

- 趣味嗜好や生活リズムに合わせた個別ケアを実施して、ADLの低下を予防する
- 希望する暮らしに近づけるよう、選択肢のある支援を提供していく
- 食事形態を随時見直し、嗜好品も取り入れながら、無理のない経口摂取を支援する。
- 情報共有、申し送りを徹底し、支援についての検討機会を沢山設ける
- 他職間で連携し、適切な支援内容に随時変更する
- 職員の経験や知識を引き出し、新しい事も取り入れていく
- 気候に応じた衣類の着用、整容を支援して気持ち良く過ごして頂く
- 担当入居者様の居室を清潔に保ち、事故防止の環境整備も実施する（事故対策）
- 消毒、換気を徹底し、体調管理に努める（感染症対策）
- より良い支援が提供できるよう、働きやすい環境の整備にも努めていく

《稼働率向上に向けた取り組み》

- 散歩や生活リハビリを継続し、入居者様の身体機能低下を予防する
- ヒヤリハットを活用し、事故防止に繋げる
- 食事形態の随時見直しと、口腔ケアを徹底して誤嚥防止に努める
- 入居者様の体調変化や異常の早期発見に努める

中通り

喜び、笑顔が溢れる場

- 入居者・職員の体調管理を徹底し早期発見に努め、感染を広げない
- 職員が提案、意見が出しやすい環境作り、入居者ファーストの業務改善、情報共有を行う
- 入居者の尊厳を守り、不快にさせない接遇を行う
- 四季に合わせた衣類選択、身だしなみを行い気持ちよく過ごせるよう努める
- 入居者が安心できるよう、まずは「笑顔」「うなずき」「否定せず」聞き上手に努める
- 入居者が一日を振り返った時に「良かった」「楽しかった」と喜んでもらえるよう個別ケア、レクリエーションを提供していく
- 生活リハビリを通して、入居者のADL維持に努める
- 入居者の良い所に気付き、1日1回笑顔にする

〈稼働率向上に向けた取り組み〉

- 入居者の体調管理を行い、日々の状態変化を観察し異常の早期発見に繋げる
- ヒヤリハットを活用し事故を未然に防ぐ
- 食事形態の随時検討や口腔ケアの徹底により誤嚥防止に努める
- 入居者や御家族とも積極的にコミュニケーションをとり評判の良い施設と口コミしてもらえるよう努める

東通り

入居者の尊厳を守り、心身ともに快適に過ごして いただけるような環境づくり

- 職員の接遇や責任感の向上を目指し、入居者が安心して生活できるよう支援する。
- 入居者一人ひとりの生活リズムや趣味に合わせて個別ケアを行う。
- 職員間での情報共有を図り、連携を高め統一したケアに努める。
- 日々変わる入居者の身体・精神状態を常に観察し、細かな異変を見逃さないようにする。
- 整容や口腔ケアをより丁寧に行い、清潔を保持し気持ち良く生活できるよう支援する。
- 職員同士の調和を図り、楽しく働きやすい環境づくりを目指す。
- 他職種間ともこまめに連携を図り、常により良いケアの選択が行えるようにする。
- 研修や会議などから新しい学びを得て、個々の知識や技術の向上に努める。
- ご家族の面会時には積極的に関わりを持ち、入居者の日々の状況を伝えながら、ご家族との信頼関係の構築に努める。

〈稼働率向上に向けた取り組み〉

- 日々の生活リハビリに重視して、入居者のADLの維持を図る。
- 施設内外ともに感染症予防の対策を徹底し、入居者や職員自身の体調管理に努める。
- ヒヤリハットや事故報告書を共有し、事故を未然に防ぎ、繰り返さない。
- 口腔ケアの徹底を行い、口腔内の清潔保持に努め誤嚥を予防する。

看護目標

- 医療事故を起こさない
- 他部署との連携に努め、質の高い看護を提供する
- 感染症の予防と蔓延防止に努める

- ・与薬手順を適時見直しながら、誤薬事故を起こさない。
- ・清潔・安全に配慮し、業務に取り組む。
- ・急変時や災害時に迅速に行動できるよう、手順の確認を周知し他部署との連携を図る。
- ・感染症発生時に、施設内での感染拡大防止に重点を置き、早急に解決できるよう他部署と連携を図る。
- ・介護職員と協力し、異常の早期発見に努め、嘱託医と連携し迅速に対処していく。
- ・看取り介護に関し、利用者様や家族の意向を確認しながら、本人たちが望む最後を迎えられるように対応していく。

《稼働率向上に向けた取り組み》

- ・利用者様の健康管理に努める。
- ・利用者様の異常の早期発見に努め、長期入院する事無く施設での生活が営めるよう支援していく。を対処する。
- ・異常の早期発見時は、嘱託医と連携し早急に最善の対応を行う。

栄養目標

- 1・栄養ケアマネジメントに基づき、多職種協働による栄養管理への取り組みを行い、入居者個々の状況に合わせた食事提供に努める
- 2・入居者が楽しみを感じられる食事環境をつくる
- 3・感染症や食中毒の予防を図る

- 1・栄養ケアマネジメントに基づき、多職種協働による栄養管理への取り組みを行い、入居者個々の状況に合わせた食事提供に努める
 - (1) 入居者、家族の希望や思いに最大限寄り添い、嗜好を十分把握したうえで、個々の身体状況や精神状況、嗜好に合った栄養ケアマネジメントを実施し、食事の提供及び栄養管理を図る。
 - (2) 管理栄養士、医師、介護職員、看護職員、介護支援専門員、機能訓練指導員、相談員等が連携を図り、食に関する情報を共有する。
 - (3) 最後まで口から食べる事が出来るよう、食事形態、補助具の使用、介助方法、口腔ケア、口腔リハビリ等、総合的な支援を行う。
- 2・入居者が楽しみを感じられる食事環境をつくる
 - (1) 家庭的な環境の中で、個々のペースで食事を楽しんでいただける空間づくりに努める。
 - (2) 個々の嗜好に合った食事の提供に努め、意向に沿った嗜好品等の提供も行う。
 - (3) 季節感のある献立、行事食や伝統食、郷土料理等の提供を通し、食への興味関心を持てる環境をつくる。
- 3・感染症や食中毒の予防を図る
 - (1) 感染症委員会と連携し、ユニット内の調理器具や食器類の衛生管理、職員の「一行為一手洗い」の励行、消毒の徹底を図り感染症予防に努める。
 - (2) 感染症、食中毒に関する勉強会、研修会の計画、実施。
 - (3) 感染症については、厚生労働省が示した感染対策マニュアル等に基づき、職員、委託会社の感染症対策を徹底する。

令和6年度

事業計画

社会福祉法人 親孝行の里

指定通所介護事業所

第一号通所事業所 デイサービスセンター親孝行の里

I 基本方針

- ① 在宅生活の継続を念頭に置き、快適で安定・安全な環境のもと、日常生活上の支援・機能訓練を行います。
- ② ご利用者がその心身の状況に応じ、自己決定の下に自立した日常生活が可能な限り営む事が出来るよう支援します。
- ③ サービス提供により、ご利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持、並びにご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図っていきます。

II 活動方針

1. 通所介護事業

- ① ご利用者である要介護者と、ご家族の解決すべきニーズを明確にする「アセスメント」の実施。
- ② ご利用者のご家族を中心に、サービス計画に盛り込まれた各サービス提供者を交えての「サービス担当者会議」への参加。
- ③ ご利用者の心身の状況・住環境・ニーズに応じて、ケアカンファレンスをチーム(生活相談員・介護職員・看護職員)で行い、ご利用者のご家族のニーズを解決するための「通所介護計画」の作成。
- ④ 通所介護計画に沿ったサービスの提供。
- ⑤ 現在提供中のサービスが十分であるか、変更の必要性はないか等の状況把握を定期的、または必要時に評価する「モニタリング」の実施。
- ⑥ 担当居宅介護支援専門員、ご家族、医療・保健・福祉サービス提供者と連携を図り、ご利用者・ご家族の状態、生活環境等の情報収集に努める。

2. 第一号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)

- ① ご利用者である要支援者と、ご家族の解決すべきニーズを明確にする「アセスメント」の実施。
- ② ご利用者のご家族を中心に、サービス計画に盛り込まれた各サービス提供者を交えての「サービス担当者会議」への参加。
- ③ ご利用者の心身の状況・住環境・ニーズに応じて、ケアカンファレンスをチーム(生活相談員・介護職員・看護職員)で行い、ご利用者のご家族のニーズを解決するための「第一号通所事業サービス計画」の作成。
- ④ 第一号通所事業サービス計画に沿ったサービスの提供。

- ⑤ 現在提供中のサービスが十分であるか、変更の必要性はないか等の状況把握を定期的、または必要時に評価する「モニタリング」の実施。
- ⑥ 地域包括支援センター、担当居宅介護支援専門員、ご家族、医療・保健・福祉サービス提供者と連携を図り、ご利用者・ご家族の状態、生活環境等の情報収集に努める。

3. 「個別性」「自立支援」「生活機能の維持・向上」を意識したサービス

- ①ご利用者一人ひとりの特性を活かし、創意工夫し、多様性に富んだレクリエーションの企画・提供を通し活動を通じて意欲向上や心身機能の維持・向上を図る記憶に残るレクリエーションの実施。
- ②コロナ過で減ってしまった環境で交流を増やし楽しみや喜び、人と繋がる心地良さを感じられる環境の整備。
- ③ご利用者に効果的な運動を取り入れ、楽しみながら参加できる体操を提供身体機能の維持・向上に繋げる活動。

※上記を意識したサービスを遂行する為に、目的別のグループを編成する。取り組み内容を具体化、見える化を図り共有していく。

4. 職員の資質向上

- ① ご利用者の生命と人権を守る職であるという認識をもち、適切な対人援助を行う責任と意識をしっかりとったうえで従事する。
- ②品質の高いサービス業であるという認識のもと、言葉遣いや態度を意識し支援にあたる。
- ③事業所内で開催できるテーマを抽出し、内部研修として企画・立案・実施する。事業所会議やショートレクチャーなどを用い、全職員が共通認識を持ち周知徹底を図ることで、より良いサービス提供へと繋げていく。
- ④ 職種や責務、勤務年数等、個々のスキルに応じて研修(オンライン含む)への参加を行い、伝達講習や回覧等で周知していき全体のスキルアップを図る。

5. 事故発生時の対応

- ①事業所は、指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、介護支援専門員、県、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- ②事業所は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

6. 高齢者虐待防止

- ① 高齢者虐待は家庭のみならず、施設等でも存在する社会的問題として理解し、虐待防止に向けて全力で取り組む。
- ② 専門職として、高齢者の尊厳を確保するとともに、誰もが直面する人権問題として捉え、利用者本位のより良いケアの実現を目指す。
- ③ 発見にあたっては、各関連機関へ相談・報告し、早期解決へ結び付けられるよう連携を図っていく。

7. 防災計画

非常災害、その他緊急の事態に備え、法人の防災計画に基づき、年2回以上ご利用者及び職員の訓練を実施する。

8. 苦情処理

- ① 苦情に対して窓口を設置し、通所介護事業・第一号通所事業の業務に関する利用者の要望・苦情等に対し、迅速かつ適切に対応する。
- ② 苦情の申し立てがあった際は、各関係機関と連携を図り、迅速に対応する。

9. 身体拘束等の原則禁止

- ① 事業所は、指定通所介護の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- ② 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人及び家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

10. 個人情報の保護

- ① 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- ②事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- ③事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に含めるものとする。

11. ボランティア・実習生の受け入れ

① 実習生の受入

人材育成の場としての責務を果たすとともに、実習指導を通し、日頃のサービス提供を職員自らが再確認することで、資質向上へと繋げていく。

② 地域ボランティア・学生ボランティアの受入

地域に開かれた事業所運営を展開するうえで、地域交流・社会交流は必須条件である。従前通りのボランティアの受け入れのみならず、自ら受け入れの場であることを地域に発信していく。

※受け入れにおいては、施設、学校と共に感染症対策を充分に行い安全確認しながら受け入れていく。

令和6年度

デイサービスセンター親孝行の里 事業目標

I 自立への支援

- ① ご本人の言葉を大切にし、職員が携わる事でご本人が納得できる生活状態が維持され、在宅生活を続けていく意欲や活動が維持できるよう支援していきます。
- ② 在宅の生活を支える専門職である事を自覚し、多角的に生活支援が行えるよう各専門職との連携を図り生活の質の向上に努めます。
- ③ 現存機能を見極め、ご利用者の心身状態の維持・改善に繋げる支援により、在宅生活を支えていきます。

II. 個別ケアの充実

- ① 個人の様々なニーズに対応できるよう、サービス内容の充実を図ると共に、日々の状態を把握していき、状態の微量な変化に気づけるように努めていきます。
- ② 「生活機能向上」「心身の活性化」など、目的を明確にした上での体操や個別機能訓練、レクリエーション活動プログラムを作成・提供・考察し、ご利用者個々の潜在能力を引き出す支援を継続していきます。
- ③ 心豊かな生活を目指し、介護する側もされる側も笑顔で気持ちよく支援が行えるよう努めます。

III. 職員の資質向上

- ① 「人権」「尊厳」を守る専門職種として、言葉使いや、態度をより一層学習し、支援にあたります。
- ② 事業所内研修を定期的に企画・立案し、共通認識を持ったうえでの効果的なサービスをご利用者・ご家族に提供していきます。
- ③ 自己研磨に努め、制度を熟知するとともに法令を遵守します。

令和6年度

デイサービスセンター親孝行の里 職種別目標

事業計画の基本方針・活動方針・事業目標とともに各職種においても目標を掲げ、取り組んでまいります

生活相談員	<p>○稼働率の向上と新規利用者の獲得</p> <ul style="list-style-type: none">・在宅生活を行う上でのポイントやリスク箇所等の説明や提案を各関係者に行います。また、利用中の様子を伝えながら、在宅での注意点等をお話して未然の事故防止を行う事で怪我の予防や状態悪化防止に繋げ、稼働率の向上を目指します。・細やかな報告、連絡、相談を行い、ケアマネジャーとの信頼関係を深めていく。連続したサービス提供を通し、他事業所ケアマネジャーからも、さらなる新規利用者の獲得を目指します。
介護職員	<p>○サービスの質とご利用者、ご家族の満足度の向上</p> <ul style="list-style-type: none">・相手の立場に立ち、状況に応じた対応を丁寧に行い、自身が高齢者となった時や、家族が施設を利用する状況になった際、当デイサービスを利用したいと思う様なサービスの提供を目指します。・ご利用者に関する情報の把握をしっかりと行い、ご家族と接する際はご利用者の様子を報告出来るようにする。日頃からご家族とのコミュニケーションを図る事で、ご家族の思いや表情等のサインを見逃さないよう対応し、信頼関係を築いていけるよう努めます。
看護職員 (機能訓練指導員)	<p>○専門職としての役割</p> <ul style="list-style-type: none">・看護職としての自覚を持ち信頼をされる支援を行います。・多職種と連携し情報交換を行いより良い看護を目標とします。 <p>○ご利用者の現存機能の継続</p> <ul style="list-style-type: none">・本人の既往歴や状態の状況を把握し報告や相談をしながら対処が出来る様、緊急時に備えます。・利用者のADLや現存機能の低下を防ぐ為、日々の運動を無理なく続く様に支援します。

令和6年度

事業計画

社会福祉法人 親孝行の里
居宅介護支援事業所 親孝行の里

居宅介護支援事業所 親孝行の里

(介護給付・介護予防・日常生活支援総合事業)

I 基本方針

要介護者及び要支援者に対し、個々の解決すべき課題や状態に即した利用者本位の介護サービスが適切かつ効果的に提供されるよう、公正中立な立場に立ち、一つのサービスに偏ることなく、多様なサービス提供（医療・保健・福祉）によるケアの各サービスが総合的・一体的・効率的に提供できるように、ケアマネジメントを行うことを基本方針とする。

II 活動方針

1. 介護事業サービスの提供

- ① サービス利用者である要介護者等の生活全般の解決すべき課題を明らかにする「アセスメント」の実施。
- ② 課題分析で明らかにされたニーズを解決するための「居宅サービス計画書（ケアプラン）」の作成。
- ③ 居宅サービス計画を実施するため、各担当者が情報を共有し共通認識を持ち適切なサービスが行えるようにコーディネートする「サービス担当者会議」の実施。
- ④ 居宅サービス計画が計画に沿って提供されているか把握する為の「モニタリング」の実施。
- ⑤ 月1回以上、利用者の居宅を訪問し状態の把握に努める。

2. 予防事業サービスの提供

- ① 対象者及び家族と面接を行いながら、支援ニーズを特定し課題の分析。
- ② 対象者及び家族と面接を行いながら、介護予防支援計画書の対象となる「目標、具体策」を決定。
- ③ 介護予防支援計画を実施するため、各担当者が情報を共有し共通認識を持ち適切なサービスが行えるようにコーディネートする「サービス担当者会議」の実施。
- ④ 介護予防支援計画書が計画に沿って提供されているか把握する為の「モニタリング」の実施。
- ⑤ 月1回以上、利用者の居宅を訪問し状態の把握に努める。
- ⑥ 地域包括支援センター、地域と連携を図り、社会資源の活用を行う。
- ⑦ 行政から指定を受けて介護予防支援を行う。情報提供を行う

3. 日常生活支援総合事業の提供

- ① 対象者及び家族と面接を行いながら、支援ニーズを特定し課題の分析。
- ② 対象者及び家族と面接を行いながら、介護予防ケアマネジメント計画書の対象となる「目標、具体策」を決定。
- ③ 介護予防ケアマネジメント計画を実施するため、各担当者が情報を共有し共通認識を持ち適切なサービスが行えるようにコーディネートする「サービス担当者会議」の実施。
- ④ 介護予防ケアマネジメント計画書が計画に沿って提供されているか把握する為の「モニタリング」の実施。
- ⑤ 月1回以上、利用者の居宅を訪問し状態の把握に努める。
- ⑥ 地域包括支援センター、地域と連携を図り、社会資源の活用を行う。
- ⑦ 行政から指定を受けて介護予防支援を行う。情報提供を行う

4. ケアマネジメント共通認識

- ① 地域包括ケアシステムの推進
 - ・ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保
 - ・医療、介護の連携、在宅復帰に向けての対応
 - ・他法人の居宅介護支援事業所との連携、事例検討会の実施
- ② 自立支援、重度化、虐待、身体拘束防止に対する質の高い介護サービスの対応
 - ・自立支援を踏まえたマネジメントの対応
 - ・医師、リハビリ専門職との連携による自立に向けての推進
 - ・関係機関と連携し問題に対して円滑に対応が行えるようにしていく。
- ③ 多種多様な社会支援サービスの対応
 - ・必要により、社会支援サービスを組み入れていく

5. プライバシーの保護

- ① 当法人の掲げる個人情報に関する基本指針に則り、個人情報の保護に努める。個人情報使用にあたっては、個人情報使用に関わる同意書を事前に説明し同意を頂き、内容に則り必要最低限の情報を取得し使用する。
- ② プライバシー等の環境保護の取り組みは、本人の持つ領域を侵さぬよう、良識を持ち対応する。
- ③ 業務上知り得た情報は、守秘義務を持ち、契約終了後にも継続をする。
- ④ マイナンバーは重要な個人情報となるため取扱いは行わない。

6. 苦情処理

- ① 苦情・要望相談窓口を掲示及び重要事項等において明文化する。
- ② 受付された苦情・要望については、当法人で設置する苦情対応委員会の苦情解決規定に則り、迅速かつ適切また真摯に対応をする。

7. その他

- ① 感染症対策の強化
 - ・感染症における業務継続計画（BCP）の策定
- ② 自然災害対策の強化
 - ・自然災害における業務継続計画（BCP）の策定
- ③ 高齢者虐待予防の対応
 - ・高齢者虐待防止の計画の策定
- ④ 身体拘束等の適正化の対応
 - ・身体拘束等の防止の計画の策定
- ⑤ ICT活用、科学的介護推進の取組み
 - ・ICT機器の活用
 - ・情報収集ツールLIFEの活用
 - ・業務の効率化・円滑化を図る

居宅介護支援事業所 親孝行の里 令和6年度事業目標

要介護状態にある利用者様がその有する能力において自立した生活が営めるようマネジメントが機能し、ご利用者から満足をして頂ける事業所を目指す。

介護保険制度が適切に利用できるよう配慮を行うと共に、自立支援に必要なサービスを行うため、地域包括・行政・医療・福祉の分野における関係機関と連携しながら、地域包括ケアシステムの推進が行えるように取組んでいく。

● ケアマネジメントの充実

- ①利用者本位の立場になり、迅速・丁寧な相談を行っていく。
- ②自立支援を念頭に置き、ご利用者、ご家族のニーズを把握し、アセスメントを充実させ、生活が送れるように専門的な提案を行っていく。
- ③ご利用者の状態を把握し、公正中立に則り、偏らない多様な介護サービスの提供を行う。
- ④サービス開始後も生活状況と照らし合わせ、適切なサービスの提供がなされているか検証をする。
- ⑤マネジメントにおいて、他の職員と相談、協議することにより、より良い支援の提供が図れるようにしていく。
- ⑥医療・介護の連携の強化、他法人の居宅支援事業所との事例検討会等の協力により、ケアマネジメントの質が向上するように努める。
- ⑦必要により、多様な生活支援サービスを取り入れて生活の質を向上する

● 社会資源の活用

- ①地域包括ケアシステム推進に向けて、地域の必要な資源について、地域包括支援センター・行政・他居宅介護支援事業所・サービス事業所と協働し、社会資源の発掘・活用を行う。
- ②社会資源について把握し、介護保険内外に関わらず、ご本人・ご家族へ適切なサービスの利用できるように支援を行う。

● 職員の資質の向上

- ① ケアマネとして自身の質が向上するように研修を行う。
- ② 困難事例提供や地域ケア会議に参加することで質の向上を行う。
- ③ ケアマネ実務実習研修を通じて質の向上を行う。
- ④ ICT、科学的介護推進により業務の効率化を図る。
- ⑤ 感染・自然災害 BCP 及び高齢者虐待防止、身体拘束防止の計画を策定し対応していく

令和6年度

事業計画

社会福祉法人 親孝行の里

訪問介護事業所 親孝行の里

(第一号訪問事業サービス事業所 親孝行の里)

訪問介護事業所 親孝行の里

(第一号訪問事業サービス事業所 親孝行の里)

I 基本方針

要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行うことを基本方針とする。

II 活動方針

1 介護事業サービスの提供

- ① サービス利用者である要介護者等の、生活全般の解決すべき課題を明らかにする「アセスメント」の実施。
- ② 課題分析で明らかにされたニーズと居宅サービス計画書の内容をふまえ、「訪問介護計画書」の作成。
- ③ 作成された訪問介護計画書をもとに、事業所内での「ケアカンファレンス」の実施。
- ④ 訪問介護計画書に沿った、生活援助、身体介護の提供。
- ⑤ 訪問介護サービスが、計画に沿って行われているか把握する為の三ヶ月に1回「モニタリング評価」の実施。
- ⑥ その他、必要の都度利用者のお宅を訪問し、状態の把握に努める。

2 介護予防訪問介護相当サービスの提供

- ① サービス利用者である要支援者等の生活全般の解決すべき課題を明らかにする「アセスメント」の実施。
- ② 課題分析で明らかにされたニーズと介護予防ケアマネジメントの内容をふまえ「第一号訪問事業サービス計画書」の作成。
- ③ 作成された第一号訪問事業サービス計画書をもとに、事業所内での「ケアカンファレンス」の実施。
- ④ 第一号訪問事業サービス計画書に沿った、生活援助、身体介護の提供。
- ⑤ 第一号訪問事業サービスが、計画に沿って行われているか把握する為、三ヶ月に1回「モニタリング評価」の実施。
- ⑥ その他、必要の都度利用者のお宅を訪問し、状態の把握に努める。

3 プライバシーの保護

- ① 当法人の掲げる個人情報に関する基本指針に則り、個人情報の保護に努める。

個人情報使用にあたっては、個人情報使用に関わる同意書を事前に説明し同意を頂き、内容に則り必要最低限の情報を取得し使用する。

- ② プライバシー等の環境保護の取り組みは、本人の持つ領域を侵さぬよう、良識を持ち対応する。
- ③ 業務上知りえた情報は、守秘義務を持ち、契約終了後にも継続する。

4 苦情処理

- ① 苦情・要望相談窓口を、掲示及び重要事項等において明文化する。
- ② 受け付けされた苦情・要望については、当法人で設置する苦情対策委員会の苦情解決規定に則り、迅速かつ適切また真摯に対応する。

5 その他

①感染対策の強化

- ・感染症における業務継続計画（BCP）の策定

②自然災害対策の強化

- ・自然災害における業務継続計画（BCP）の策定

③高齢者虐待の防止

- ・高齢者虐待防止のための体制整備

④身体拘束等の適正化

- ・身体拘束等の適正化のための体制整備

令和6年度事業目標

訪問介護事業所 親孝行の里

(第一号訪問事業サービス事業所 親孝行の里)

訪問介護サービスの提供にあたっては、多様なニーズに対応し訪問介護計画に沿った適切な訪問介護サービスを提供し、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活が継続出来るよう「自立支援」と「生活の質の向上」を念頭に訪問介護事業所の職員が一体となって支援する。個別でのサービス提供になるため、利用者の精神面、プライバシーにも配慮していく。

イ.利用者処遇の向上

- ① 訪問時やモニタリングにて生活状況や心身の状態、ニーズの把握を行い、自宅で安心して生活が送れるよう利用者の気持ちにも配慮しながら支援していく。
- ② 「利用者本位」「自立支援」「利用者による選択」を根底により良いサービスが提供できるよう、定期的にサービス内容の見直し検討を行い、状態変化時や必要時には各関係者と相談、協議し変更の提案をしていく。

ロ.職員の質の向上

- ① ヘルパーの個々の質の向上が図れるよう動画なども活用し研修を行っていく。
- ② 報告、連絡、相談など行い、連携を図りながら共通の認識を持ってサービスが提供できるよう努めていく。
- ③ 研修を行い業務継続計画の見直し、周知を行い感染症や災害などが発生した時に円滑に対応できるよう努めていく。
- ④ 感染症、自然災害、高齢者虐待防止、身体拘束等の研修などを行い質の向上に努めていく。

ハ.関係機関との連携

- ① 居宅介護支援事業者や地域包括支援センター等、各関係者と連携を図り、情報の共有に努めていく。
- ② 居宅介護支援事業者や地域包括支援センター等が開催する会議等に参加し連携を図り、議題解決を目指す。
- ③ 高齢者虐待防止できるよう各関係者と連携を図っていく。

令和 6 年度

事 業 計 画

社会福祉法人 親孝行の里
軽費老人ホーム ケアハウス さわやか

軽費老人ホーム ケアハウス さわやか

I 基本方針

施設の円滑な運営については、高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入居者の自主性の尊重を基本として、入居者が明るく心豊かな生活ができるように食事の提供、入浴の準備、相談機能の充実、余暇活動、疾病、災害等緊急時の対応に万全を期することを基本方針とする。

II 活動方針

1 サービス提供

- ① 入居者は「さわやかの生活者」であることを周知徹底し、「入居者が主役」であり、職員は「脇役」であることを自覚し、個人を常に尊重して援助に努める。
- ② 入居者の言葉、態度、希望に傾聴し、生活環境に反映できるように努める。
- ③ 入居者の生活習慣等から全ての入居者個々の生活は異なることを理解し、職員は個々の生活様式の違いを見極め、尊重し、援助に努める。
- ④ 個々の入居者が1日をどのように過ごし、又どのように過ごすことを望んでいるかを感じ取り、それに合う援助方法の追求に努める。
- ⑤ 事業所、職種に拘らず、入居者が望む生活の提供に最大限の努力をする。
- ⑥ 現状の自立度維持への援助を多角的方面から追及する。

2 入居者家族や地域住民との関係の援助

- ① 家族との連携を密にし、入居者とその家族の関係がより良いものとなるように入居者、その家族、職員が一体となり援助活動に努める。
- ② 地域住民の一員として積極的に社会活動に参加できるよう支援に努める。

3 プライバシーの保護

- ① 個人情報、関係事業所はもとより、たとえ職員間であっても細心の注意を払い、守秘義務の徹底を図る。
- ② 施設は、入居者の住居である事は言うまでもなく、個人のプライベート空間であることを念頭に置き、業務優先からむやみに立ち入らず、細心の注意を払いながら援助に努める。

4 環境整備

- ① 定期的に防災訓練を実施し、自営消防隊、緊急時連絡網を充実させ、防災対策を確立する。
- ② 共有スペースの雰囲気作りを行い、より良い生活環境の構築に努める。

ケアハウス さわやか 令和6年度事業目標

入居者の主たる生活の場として、安心・安全な生活が送れるようにサービス内容、環境設備の充実に努め、ケアハウスでの自立した生活を送るための残存能力や潜在能力を活かし、環境の中で役に立つ現役の存在として生甲斐を感じて生活して頂けるよう努める。
更に本人、家族、職員の三位が一体となり、軽費老人ホームさわやかの充実を図る。

● 自立支援と健康管理

- ① 年1回の全入居者を対象とした定期健康診断及びレントゲン撮影の実施。
- ② 月1回の健康相談の実施と職員による体重測定・バイタルチェック。
- ③ 入居者様一人一人と注意深く接し、残存能力を把握したうえで有効にかつ効率的に支援や助言を行う。

● 趣向を凝らした余暇活動

- ① 月1回の買物ツアーの実施。
- ② 週2回程度のとりせん移動販売の実施
- ③ 月1回の福祉事業所かおりによるパン移動販売の実施
- ④ 週1回のヤクルト訪問販売の実施
- ⑤ 月1回の訪問理美容の実施
- ⑥ 台地区老人会主催イベントへの参加支援
- ⑦ 太田市老人福祉文化祭の見学
- ⑨ 桜・小菊・花見見学（感染症拡大状況により実施有無検討）
- ⑩ その他、入居者様のニーズにより余暇活動を提案・検討し実施。

● 地域交流の推進

- ① 台地区敬老会の参加推進と支援。
- ② その他地域行事に参加していただくように行事開催日程の周知や送迎等の支援。
- ③ 太田市老人福祉文化祭への出展と参加
- ④ 病院・医療連携室等との連携を図り入居希望者の為の情報提供を行う
- ⑤ 関連の介護支援事業所・居宅事業所等と連携を図り入居のための情報提供を図る

令和6年度

事業計画

社会福祉法人 親孝行の里
藪塚地域包括支援センター

I 基本方針

1. 地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関となること、及び地域や関係機関等とのネットワークを構築し、地域住民の多様なニーズに応えることのできる拠点となることを目指します。
2. 地域住民が住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活が継続できるよう、高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行います。
3. 主任介護支援専門員や保健師等、社会福祉士等の専門職を配置し、それぞれが専門分野での役割を担い、包括的・継続的に支援していきます。
3. 医療と介護の連携を図りつつ、多職種協働による高齢者支援の取組みを推進し、地域包括ケアシステムを構築していきます。

II 活動方針

1. 事業内容

(1) 総合相談

- ① 介護・福祉・医療に関する相談に対応し、必要に応じて適切なサービスや関係機関、制度を利用するための支援を行います。
- ② 独居高齢者及び高齢者世帯等の自宅を訪問。心身状況や家庭環境等、生活の実態把握を行い、隠れた問題やニーズを早期発見し対応していきます
- ③ 認知症高齢者等の意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、本人と家族へ適切な支援をしていきます。

(2) 包括的・継続的ケアマネジメント

- ① 民生委員・区長・サービス事業者・医療機関・社会福祉協議会・行政等の関係機関と連携を図り、利用者支援のネットワークを構築していきます。
- ② 藪塚本町圏域における、支援困難事例に対するケアマネジャーへの後方支援を行います。
- ③ 市や他圏域と共催、もしくは、センター独自でケアマネジャーを対象とした研修を開催し、情報提供やケアマネジメントの向上に努めます。

(3) 介護予防ケアマネジメント

- ① 要介護認定により、要支援1・要支援2と判定された方や、支援や介護が必要となる恐れが高い方に対し、自立支援に向けた予防ケアマネジメントを実施します。
- ② 介護予防サービスやその他の適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう支援を行います。そのために地域の社会資源を把握し、利用できるように努めます。
- ③ 業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託する際は、校正・中立性の確保に努めます。

(4) 権利擁護事業

- ① 地域住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービスにつながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者等が、地域で安心して尊厳のある生活の維持を図ることができるよう、専門的・継続的視点から支援を行います。
- ② 警察や行政等とも連携を図り、消費者被害の問題解決や高齢者虐待の早期発見に努めていきます。
- ③ 太田市成年後見センターと連携し、成年後見制度の普及に努めます。また、日常生活自立支援制度の紹介や利用促進のため、社会福祉協議会とも連携を図っていきます。

(5) 一般介護予防事業

- ① 介護予防普及啓発事業（介護予防教室）の運営により、高齢者が要介護および要支援状態にならないよう予防するとともに、介護予防に効果的な生活習慣を身につけることで、生活の質（QOL）を高めることに努めていきます。
- ② 介護予防把握事業により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に把握します。そのことにより、住民全体の介護予防活動や介護予防教室など必要な支援等へつなげ、高齢者の介護予防に資するよう努めていきます。

(6) 認知症地域支援・ケア向上推進事業

- ① 認知症の方が自宅で少しでも長く暮らせる支援を行います。認知症の方やその家族の状況に応じた適切な医療・地域サポート等の各サービスの調整を行います。
- ② 認知症サポーター養成講座や介護予防教室等を通して、地域住民に対し認知症の正しい理解や対応方法、認知症予防などの普及活動を行います。
- ③ 認知症カフェ（太田市補助金事業）を開催し、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを目指し、認知症の人およびその家族、地域住民が気軽に相談や交流が図れる場を提供していきます。

2. プライバシーの保護

- ① 個人情報については、細心の注意を払い守秘義務の徹底を図ります。
- ② 知り得た情報については、厳重に地域包括支援センター内の書庫で管理し、困難事例等発生時や行政への書類提出・情報共有時以外は外部に漏らさないよう徹底を図っていきます。
- ③ 業務上知り得た個人情報は、契約または相談終了後も守秘義務を厳守します。

3. 苦情処理

- ① 苦情に対して窓口の設置を行い、地域包括支援センターの業務に関する利用者の要望・苦情等に対し迅速かつ適切に対応していきます。
- ② 受付された苦情・要望については、地域包括支援センター・当法人で設置する苦情対応委員会の苦情解決規定に則り、迅速かつ適切また真摯に対応していきます。

4. 職員の資質向上

- ① 地域住民の人権を守る職であるという認識をもち、責任と自覚をしっかりと持って従事します。
- ② 個々のスキルに応じた外部研修に参加し、事業に伴う専門性向上に努めていきます。

5. 実習生等の受け入れ

- ① 看護師・社会福祉士等の人材育成のため、依頼のあった実習生等の受け入れについて、業務に支障のない範囲で積極的に対応します。
- ② 単に技術を学ぶのではなく、高齢者等を真に理解し、地域課題や地域包括支援センターの役割等を学ぶことを主眼とします。

藪塚地域包括支援センター 令和6年度事業目標

I 総合相談支援体制の充実

- ① 利用者や家族からの相談には懇切丁寧に対応し、ワンストップサービスを継続する。
- ② 既存の制度では拾えない、制度の狭間にある生活課題を把握し、横断的かつ包括的な相談支援を行う。
- ③ 就労や遠方などの理由により平日に相談することが難しい家族に対し、毎週土曜日を通年開所することで、利用者の介護予防ならびに家族の離職防止の一助を担う。

II 介護予防普及啓発事業への取組

- ① 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療・保健・介護サービスと連携を図り、健康の維持、状態の悪化を予防していく。
- ② 総合相談や実態把握等を通じて介護予防対象者を把握し、介護予防における情報の発信などの普及啓発を行う。
- ③ 介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するため、地域の実情に応じた介護予防教室を年度内に30回以上開催する。

III 地域包括ケアシステムの構築

- ① 医療と介護の連携強化を図りつつ、多職種連携による高齢者支援の取り組みを推進し、地域包括ケアシステムの構築を目指す。
- ② 個別地域ケア会議、圏域別地域ケア会議、自立支援型地域ケア会議を開催し、それら会議の積み重ねから得られた地域の現状や課題を把握する。
- ③ 認知症施策の推進。認知症地域支援推進員を配置し、認知症ケアパスを活用しながら地域での認知症に対する理解、介護者家族の負担軽減に努めていく。